

第2節

国際テロ対応のための活動（インド洋などでの活動）

1 正式名称は、「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」

01（平成13）年9月11日に米国で発生した同時多発テロを踏まえ、わが国は早い段階から国際的なテロリズムとの闘いを自らの問題と認識し、その防止と根絶のための取組に積極的かつ主体的に寄与するとの立場をとった。そこで、憲法の範囲内で、できるかぎりの支援、協力を行うため、政府は、同年10月、第153回臨時国会にテロ対策特措法¹案を提出、同法案は同月、可決、成立した。

これを受け、同年11月以降、海自は、インド洋上の米艦艇などへの給油を主とする協力支援活動と被災民救援活動を、空自は、協力支援活動として、米軍の物資などの輸送を開始した。

昨年10月には、法律の有効期限を2年間延長するテロ対策特措法の一部を改正する法案が可決、成立し、同月及び本年4月、基本計画の派遣期間を変更し、海・空自は現在も支援活動を継続している。

こうした国際テロ対応のための国際社会の取組に対するわが国の活動は、米国をはじめとする国際社会から高い評価を受けており、国際社会における信頼の向上のみならず、日米の安全保障面での協力をさらに緊密かつ実効性のあるものとする上で有意義である。

本節では、テロ対策特措法と基本計画の概要、同法に基づいて行った自衛隊の活動、海上におけるテロとの闘いの成果などについて説明する。



米軍艦艇に洋上給油を行う補給艦「ときわ」（右）

1 テロ対策特措法と基本計画の概要

成立の経緯など

米国での同時多発テロ発生からテロ対策特措法成立に至るまでの経緯、同法に基づく基本計画策定と同計画変更の概要は、図表（米国における同時多発テロへの対応の主な経過概要）のとおりである。

米国における同時多発テロへの対応の主な経過概要

月日	米国の対応など	わが国の対応	自衛隊の対応
13. 9.12	同時多発テロ発生(米国) 安保理決議第1368号採択		
9.19		「米国における同時多発テロへの対応に関する我が国の措置について」	
10. 5		テロ対策特措法案 自衛隊法一部改正案 国会提出	
10. 6			アフガニスタン難民救援国際平和協力業務 C-130H輸送機出発（救援物資輸送）
10. 8	米英によるアフガニスタンへの空爆開始		
11. 2	第1回日米調整委員会	テロ対策特措法※ 公布・施行	
		※〔活動〕協力支援、捜索救助、被災民救援 〔手続き〕基本計画、国会事後承認	
11. 8		安保会議（情報収集艦艇派遣決定）	情報収集のための自衛隊艦艇部隊出発 （「くらま」「きりさめ」「はまな」）
11. 9			
11.14	第2回日米調整委員会		
11.16		基本計画 協力支援活動、捜索救助活動：～14.5.19 被災民救援活動：～13.12.31	
11.20		実施要項	
11.25			協力支援活動・被災民救援活動などのための部隊出発 （「さわぎり」「とわだ」「うらが」）
11.29			C-130H輸送機などによる在日米軍基地間の国内輸送業務開始
11.30		活動実施についての国会承認	
12. 2			米海軍艦艇などへの補給の開始
12. 3			C-130H輸送機などによる国外輸送業務開始
14. 5.10	第3回日米調整委員会		
5.17		基本計画・実施要項 変更	米海軍艦艇などへの補給の継続
11.19		基本計画・実施要項 変更	米海軍艦艇などへの補給の継続
12. 5		実施要項 変更	イージス・システム搭載護衛艦「きりしま」出発 協力支援活動（建設用重機などの輸送）のための部隊出発 （「いかづち」「しもきた」）
3.20	米英などによるイラクへの武力行使開始		
3.25		実施要項 変更	実施区域の変更
5. 1	第4回日米調整委員会		
5. 9		基本計画 変更	米海軍艦艇などへの補給の継続
5.12		実施要項 変更	
6.13		テロ対策特措法の改正案 国会提出	
10.10		テロ対策特措法の改正案 成立	
10.21		基本計画 変更	
10.23		実施要項 変更	米海軍艦艇などへの補給の継続
16. 3.26		実施要項 変更	
4.23		基本計画・実施要項 変更	米海軍艦艇などへの補給の継続 派遣部隊規模の一部変更

テロ対策特措法の概要

(1) 目的

01（平成13）年9月11日に米国で発生した同時多発テロが安保理決議第1368号で国際の平和及び安全に対する脅威と認められたことを踏まえ、あわせて、安保理決議第1267号²、第1269号³、第1333号⁴その他の安保理決議が、国際的なテロリズムの行為を非難し、国連加盟国にその防止などのために適切な措置をとることを求めていることにかんがみ、わが国が国際的なテロリズムの防止と根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため、次の事項を定めてわが国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資する。

ア テロ攻撃の脅威の除去に努めることで国連憲章の目的達成に寄与する米国をはじめとする諸外国の軍隊などの活動に対してわが国が行う措置など

イ 国連決議や国連などの要請に基づき、わが国が人道的精神に基づいて行う措置など

(2) 自衛隊が行う活動

ア 協力支援活動

諸外国の軍隊などへの物品・役務の提供、便宜の供与その他の措置であり、自衛隊を含む関係行政機関が行う。このうち、自衛隊が行う物品・役務の提供の種類は、図（協力支援活動として自衛隊が行う物品及び役務の提供）のとおりである。

² 安保理決議第1267号(1999.10.15)（骨子）

タリバーンに対し、テロリストの保護と訓練の提供停止、領域がテロ行為の準備に使用されないことの確保、起訴されたテロリストを司法手続きにかけ取る取組への協力を要請。タリバーンに対し、ウサマ・ビン・ラーディンを裁判にかけするために裁判継続国に引き渡すことを要請。

³ 安保理決議第1269号(1999.10.19)（骨子）

モスクワでの爆弾テロを受け、すべての国連加盟国に対し、テロ行為への資金提供の防止及び抑止、テロ行為に関連する者の逮捕、訴追、引渡しの確保などの適切な措置を要請。

⁴ 安保理決議第1333号(2000.12.19)（骨子）

タリバーンに対し、安保理決議第1267号の遵守、特にウサマ・ビン・ラーディンの引渡を求める。すべての国連加盟国に対し、ウサマ・ビン・ラーディン、同人と関係を有する個人と団体の資産凍結を決定。



カナダ海軍艦艇に洋上給油を行う補給艦「ときわ」（左から2隻目）と警戒にあたる護衛艦「みょうこう」（右奥）

イ 搜索救助活動

諸外国の軍隊などの活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者（戦闘参加者以外の遭難者があるときには、これを含む。）の搜索・救助を行う活動であり、自衛隊の「部隊等」が行う。搜索救助活動を行う自衛隊の「部隊等」は、その実施に伴いこの活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊などの部隊などに対し、図（協力支援活動として自衛隊が行う物品及び役務の提供）の協力支援活動を行うことができる。

協力支援活動として自衛隊が行う物品及び役務の提供

協力支援活動として行うもの	補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	搜索救助活動の実施に伴い協力支援活動として行うもの
	輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	基地務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	宿泊	宿泊施設の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	

- ※ 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。
- ※ 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。
- ※ 物品の輸送には、外国の領域における武器（弾薬を含む。）の陸上輸送を含まないものとする。

ウ 被災民救援活動

テロ攻撃に関連する国連決議や国連などの要請に基づき、被害を受け又は受けるおそれがある住民など（被災民）を救援するため、人道的精神に基づいて行われる活動（食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の輸送、医療など）であり、自衛隊を含む関係行政機関が行う。

(3) 基本計画

内閣総理大臣は、①協力支援活動、②搜索救助活動、③被災民救援活動（対応措置）のいずれかを行うことが必要であると認めるときは、この対応措置を行うこと及び対応措置に関する基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

(4) 国会の承認

内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊などが行う協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動については、これらの対応措置を開始した日⁵から20日以内に国会に付議して、その実施について国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。政府は、不承認の議決があった場合には、速やかに、これらの活動を終了させなければならない。

(5) 国会への報告

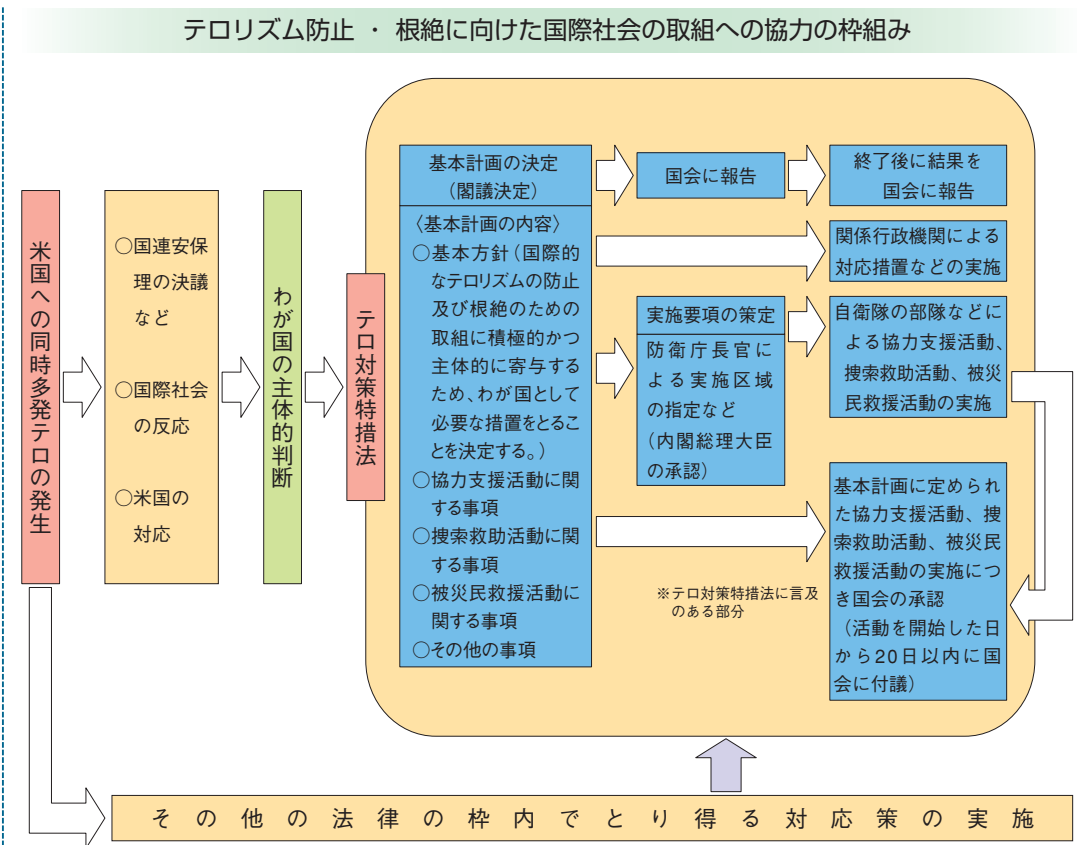
内閣総理大臣は、次に掲げる事項を遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- ア 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容
- イ 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果



横を航行する艦艇までの距離を測る補給艦の隊員

⁵ 防衛庁長官がこれらの対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日をいう。



(6) 武器の使用

協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊などの自衛官は、自己又は自己とともに現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のため、やむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。その場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

武器の使用は、現場に上官がいるときは、原則としてその命令による。この場合、上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命・身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、武器の使用が適正に行われることを確保する見地から必要な命令をする。



外国軍艦艇へ手旗信号を送る隊員

(7) その他

この法律は、施行の日から2年で効力を失うが、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、2年以内の期間を定めて効力を延長することができる。再延長する場合も同様である⁶。

⁶ 次に示すとおり、昨年10月に法律の効力は2年延長されているため、現時点では、施行の日から4年で効力を失うこととなっている。

テロ対策特措法の有効期間延長のための法改正

テロ対策特措法は、2年間の効力を持つ限時法であり、平成15年11月1日で、その期限が切れることから、法律の延長について議論がなされた。その背景は、「テロとの闘い」は続いているという基本的な情勢であり、具体的には次のとおりであった。

- ① アフガニスタンにおいては、アルカイダ、タリバーンの残党によると見られるテロ事件が頻発している。
- ② アルカイダは、アフガニスタンから世界各地に拡散しており、今後もテロを計画、実施する可能性があるなど、依然として国際社会にとって深刻な脅威となっている。
- ③ これに対して、米軍などは、アラビア海などにおいて、アフガニスタンにおける地上作戦を支援するとともに、アルカイダ、タリバーンの残党の海路による逃走を阻止するための活動を継続している。

このような情勢を踏まえ、政府は、国際テロの根絶に引き続き主体的に取り組む必要があると判断し、昨年6月、法律の効力をさらに2年間延長するテロ対策特措法の一部改正に関する法案を提出した。同法案は、昨年10月、可決、成立した。

基本計画の概要

国際テロ活動を取り巻く状況を踏まえ、インド洋での各国の活動は2年以上にわたって行われている。政府は、このような各国の活動状況を踏まえ、わが国としての主体的な判断に基づき、5度にわたり基本計画を変更した。

現在の基本計画の概要⁷は、次のとおりである。

(1) 協力支援活動の実施に関する事項

ア 協力支援活動の種類と内容

- ① 補給（艦船による艦船用燃料などの補給）
- ② 輸送（艦船による艦船用燃料などの輸送、航空機による人員・物品の輸送）
- ③ その他（修理と整備、医療、（国内での）港湾業務）



英海軍艦艇に洋上給油を行う補給艦「とさわ」（右）

イ 派遣期間

01（同13）年11月20日～04（同16）年11月1日

(2) 捜索救助活動の実施に関する事項

協力支援活動又は被災民救援活動を行う自衛隊の部隊などが遭難者を発見し、又は、遭

⁷ 4月末現在（本年4月閣議決定）資料37（p393）参照。

難者の捜索救助を米軍などから依頼された場合には、インド洋とその上空に属する、協力支援活動、被災民救援活動を行う区域の範囲で捜索救助活動を行う。

(3) 被災民救援活動の実施に関する事項

ア 被災民救援活動の種類と内容

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの要請に基づく、生活関連物資のUNHCRへの提供

イ 派遣期間

01（同13）年11月20日～同年12月31日

2 自衛隊の活動実績

(1) 情報収集のための派遣

01（平成13）年9月19日、総理発表の「米国における同時多発テロへの対応に関する我が国の措置」に基づき、海自は、護衛艦「くらま」、「きりさめ」と補給艦「はまな」により情報収集活動を行った。

情報収集の具体的な内容は、わが国の協力支援活動などの実施が予想される海域までの船舶・航空機の航行状況や気象・海象、寄港地の補給能力を含む港湾の状況などであった。

これらの情報は、その後の自衛隊の活動の安全確保や効率的な活動に役立ったばかりでなく、基本計画と実施要項策定のための基礎情報となった。

(2) アフガニスタン難民救援国際平和協力業務

01（同13）年10月、空自は、国際平和協力法に基づきUNHCRのためのパキスタンへの物資輸送¹などを行った。

¹ テント（315張）、毛布（200枚）、ビニールシート（75枚）、スリーピングマット（20枚）、給水容器（400個）。

(3) 被災民救援活動

海自は、被災民救援活動として、護衛艦「さわぎり」、掃海母艦「うらが」で、生活関連物資をパキスタン・カラチ港まで輸送した。具体的には、約200トンのテント、毛布などの救援物資²を現地作業員とともに昼夜を徹して陸揚げし、01（同13）年12月12日入港当日からその翌日までの2日間でUNHCR現地事務所へ引き渡した。同活動終了後、「うらが」は同年12月31日、日本に帰国し、任務を終了した。

² テント（1,025張）、毛布（18,500枚）、ビニールシート（7,925枚）、スリーピングマット（19,980枚）、給水容器（19,600個）の総トン数約200トン。



輸送した生活関連物資の積み降ろし作業を行う隊員

(4) 海上自衛隊の協力支援活動

情報収集のために派遣された3隻の艦艇は、01（同13）年12月2日から、協力支援活動として、インド洋で米海軍艦艇への洋上補給などを開始した。その後、補給艦「とわだ」と被災民救援活動に従事した護衛艦「さわぎり」がそれらに合流し、02（同14）年1月29日からは、英海軍艦艇への洋上補給などを開始した。以後、順次補給艦などが派遣され、現在も引き続き協力支援活動を実施している。

当初、協力支援活動としての艦船用燃料の提供は、米英軍に限定していたが、テロとの闘いにおける作戦遂行の効率性を高めるため、昨年2月28日にドイツ、ニュージーランド、フランスと、同年3月11日にイタリア、オランダ、スペインと、同年3月28日にカナダ、ギリシャと、交換公文³を締結し、8か国を加えた計10か国に燃料補給の対象を拡大した。

本年5月末までに行った燃料補給の実績は、のべ379回、補給量は35万7千klである。

また、米国の軍隊が使用するアフガニスタンの飛行場施設の維持のために、昨年2月から3月にかけて、輸送艦「しもきた」と護衛艦「いかづち」により、米国の要請に基づきタイ陸軍の建設用重機などをタイからインド洋沿岸国まで輸送した。

なお、米海軍横須賀基地などで、艦船の出入港支援などの港湾業務を行った。



タイ陸軍の建設用重機などの陸揚げ作業を行う隊員

(5) 航空自衛隊の協力支援活動

空自は、01（同13）年11月29日から第1輸送航空隊（小牧基地）所属のC-130H輸送機が在日米軍基地間の国内輸送を、同年12月3日から在日米軍基地とグアム方面などとの間の国外輸送を行った。

輸送支援は、主にC-130H輸送機で行っていたが、02（同14）年7月以降、在日米軍基地間の国内輸送については、従来のC-130H輸送機に加え、C-1輸送機を使用し、輸送を行った。イラク被災民救援のための空輸を実施した昨年7月以降は、C-1輸送機により国内輸送を継続して実施している。

活動開始から本年5月末までに、協力支援活動として行った輸送は、国外15回、国内220回となっている。

³ これらの交換公文においては、わが国が支援対象国に対して行う協力支援活動が、テロ対策特措法に基づくものであることが明記されている。また、わが国が協力支援活動として提供する物品については、テロ対策特措法の目的に合致して適切に使用されるべきことを、支援対象国に対して繰り返し説明し、各国とも了解している。このことは、わが国が米国や英国との間で交換公文を締結したときと同様である。

3 派遣隊員の活動状況、日本の貢献に対する評価

具体的な活動状況など

これまでの主な協力支援活動は、艦船用燃料の洋上補給である。



洋上給油において作業を行う補給艦の隊員

洋上における補給は、補給艦の真横30～50mの距離を同じ速力で航行する受給艦にホースを渡して、数時間（最長6時間）にわたり、等距離、同速力を維持しつつ並走しながら燃料を供給する作業であり、高い操艦技術と隊員の練度、忍耐を要する作業である。さらに、補給を行っている周辺海域では、すぐには国籍が確認できない船舶や航空機が航行しており、作業を行う隊員は、常時、不測の事態に対応できる態勢を維持しなければならず、極度の緊張を強いられている。また、気象状況については、外気温度は最高40℃を超え、甲板上は約70℃以上になることもあるなど、厳しい環境の下で隊員は忍耐強く任務を遂行している。

協力支援活動を実施する補給艦としては、「とわだ」「はまな」「ときわ」の3隻から、常時1～2隻が派遣されている。加えて、本年3月には新型補給艦「ましゅう」が就役し、今後所要の訓練を終えて、実任務に対応できるようになれば、4隻による派遣態勢が確立でき、より効果的な活動を行うことが期待できる。

補給艦の護衛などに当たっている護衛艦についても、常時2～4隻が派遣されている。従来の国内における任務、訓練に加えて、近年活発化している防衛交流や多国間訓練などで海外へ派遣される艦艇が増加していることから、これらの所要を満たしつつ、協力支援活動に従事するため、計画的な部隊運用に努めている。

空自は、C-130H輸送機、C-1輸送機などにより、米軍の航空機用エンジン、部品、整備器材、衣料品などの物資を輸送するなどの任務を遂行している。



本年3月に就役した新型補給艦「ましゅう」

艦艇派出处況表

() 内は行動日数を示す。

年・月	13年11月	14年12月	15年1月	15年2月	15年3月	15年4月	15年5月	15年6月	15年7月	15年8月	15年9月	15年10月	15年11月	15年12月	16年1月	16年2月	16年3月	16年4月	16年5月	16年6月	
全般	★11/2 テロ対策特措法、改正隊法の公布、施行	★11/16 「基本計画」閣議決定	★11/20 「実施要項」総理承認																		
	★11/22 補給艦による米艦艇への燃料補給開始	★5/17 基本計画の派遣期間延長	★5/19 基本計画の派遣期間延長	★10/40 テロ対策特措法の一部改正	★10/21 基本計画の派遣期間延長																★4/23 基本計画の派遣期間延長
補給艦	はまな とわだ ときわ	12/2→補給艦による米艦艇への燃料補給開始	★11/16「基本計画」閣議決定	★11/20「実施要項」総理承認	★5/17基本計画の派遣期間延長	★5/19基本計画の派遣期間延長	★10/40テロ対策特措法の一部改正	★10/21基本計画の派遣期間延長	★4/23基本計画の派遣期間延長												
護衛艦	くらま きりさめ うらが さわざり	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣	11/25派遣
主要対応措置	はるな さわかせ せとざり いなづま あさかせ ゆうだち ひえい さみだれ はるさめ きりしま しもきた いかづち こんごう ありあけ あさざり あけぼの みょうこう	11/9～20情報収集活動のための部隊派遣	3/16帰国(128日) 7/8派遣(72日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)	★5/17帰国(128日) ★4/25帰国(152日)
指揮官																					

第4章

コラム

紹介

インド洋で対テロ支援活動に従事する海自隊員の声

昨年10月28日から本年4月22日までの178日間、テロ対策特措法に基づく補給支援活動に従事した補給艦「ときわ」で勤務している隊員に聞きました。



通信士
2等海尉 奥村 健二



船務科電測員
1等海曹 三浦 徹



機関科応急工作員
3等海曹 小塚 朋幸

Q1：本任務に従事して良かった事について

奥村2尉：「洋上給油中、補給艦と受給艦は約40mの間隔で給油ホースが繋がったまま並走しますが、その際互いの国旗を掲げ、手旗などでメッセージを交換し、親交を深めています。受給艦から感謝のメッセージや「みんなで食べて下さい」と手作りのお菓子などが届くこともあります。そんなときは我々の活動が必要とされ、感謝され、また友好親善にも役立っていると感じ、この任務に従事して良かったと実感します。各国海軍と協力して作業を実施しているという連帯感があり、非常にやりがいを感じています。」

三浦1曹：「日本も国際社会の一員として、世界の平和安定に経済的にだけでなく、直接顔を見せ、汗をかき、貢献しています。これは国際社会に日本、さらには海上自衛隊の存在をアピールし、国際社会の一員として責任を果たす大変よい機会だと思います。私個人としても今回のインド洋派遣任務に参加し、この国際貢献にわずかでも役立つことができ、海上自衛官として日本人としてとても誇りに思います。」

小塚3曹：「半年にも及ぶ長期行動を無事に終えて、母港である横須賀に寄港した時の喜びは言葉では表現できないものがありました。あの時の感動が忘れられず2回目の派遣に参加しています。」

Q2：本任務で苦勞したことについて

奥村2尉：「支援活動のスケジュールが頻繁に変わることです。調整のついた予定が急遽^{きゅうきょ}キャンセルになったり、突然依頼が舞い込んだりすることは幾度もあり、その度に再調整に奔走しました。常に化する情勢の中で柔軟に問題に対処していく能力こそ自衛隊にとって必要不可欠なものであり、ここでの経験は今後の私にとって有意義なものになると信じています。」

三浦1曹：「一番大変だったのは先任海曹室の一員として艦全体の雰囲気营造良好に保つことでした。任務行動も長期間になると皆ストレスが溜まり、情緒不安定になる者や些細なことで言い争いを起こす者も出てきて、個々に見れば小さなことでも積み重なれば、艦全体の雰囲気を悪くします。そうなるとう艦の任務遂行にも支障をきたすことになるので、個人的には頻繁に話を聴いてやるとか、艦上体育や上陸に誘うとか、ビンゴ大会や腕相撲大会などの息抜きの行事を企画したりして、艦全体の良い雰囲気を保つのに努めました。」

小塚3曹：「インド洋独特の蒸し暑さ。この一言につきます。特に日中の洋上給油は湿度80%、気温は40℃を越す炎天下での作業となり照りつける日差しは容赦なく我々の体力、精神力を削っていき、作業効率も低下していきます。常日頃から体力練成に努め、体力には自信のある私ですが常識をはるかに越えるインド洋での暑さには苦勞しています。」



艦上体育を行う隊員

Q3：派遣中のエピソードについて

奥村2尉：「何度か洋上給油をしたカナダ艦の女性士官とメール友達になり、意見を交換し合いました。未熟さからくる若手幹部ならではの失敗談や悩みを抱えているところや、慣れない環境下での任務に不安を感じながらも各国海軍との共同作戦に連帯感ややりがいを感じているところなど、国は異なれど思いは同じだと分かり嬉しく思いました。」

三浦1曹：「私の職種である電測員は無線通信による他艦との交話も職務の一つです。米英だけではなく各国の艦艇を相手にしているため、交話は全部英語ですることになっていますが、各国で微妙に発音や言い方が違うため、我々日本を始めとして、いろんな英語？が飛び交いコミュニケーションするのに苦労しました。しかし、色々な国の艦艇と何回も交話するうちに、同じ英語でもその国風の特徴がわかって、交話の英語を聞くだけで国が大体わかるようになり面白かったです。」

小塚3曹：「航海中、日常生活では体験できない事が数多くあります。イルカの大群が艦の周りを取り囲み、併走したり、夜、夜光虫が艦の作る波に反応して光り、まるで海にオーロラが映っているような、幻想的な世界を作り出したり、月食の時の星空は、日本にいたら絶対に体験できないと思います。忙しい業務の合間に見られる自然の素晴らしさが私にとって気分転換につながっています。」

派遣部隊の福利厚生と隊員のメンタルヘルスケア

不測の事態に対応できる態勢を維持し、常時、極度の緊張を強いられる隊員が安心して職務に専念できるようにするため、隊員と留守家族の絆を維持する態勢を整えるとともに、留守家族が隊員不在の間に不安を抱くことのないよう、留守家族に対し、親身かつ積極的な支援を行っている。

具体的には、派遣隊員と留守家族間での電子メールによる近況交換、各艦への臨時郵便局の設置による手紙の送付、隊員と留守家族に対して相互にビデオレターの提供、説明会などにより留守家族への情報の提供を実施している。さらに、家族相談室を設置し留守家族からの各種相談に応じている。

また、厳しい環境下で勤務する隊員個人の精神衛生面でのケアを目的として、派遣前に指揮官などに対しメンタルヘルス教育を行うとともに、派遣中は艦内においてメンタルヘルスチェックを実施し、事前にカウンセリング教育を受けた隊員が相談に応じる態勢をとっている。

このような措置を通じて隊員と留守家族の精神的不安を緩和することにより、隊員が任務に集中できる環境づくりと士気の維持を図っている。



留守家族に対する説明会

海上におけるテロとの闘いの成果

海自がインド洋で給油している米軍などの艦艇は、昨年12月以降、ペルシャ湾などにおける対テロ海上阻止行動を通じ、不審船から2トン以上の麻薬を押収するとともに、大量の小銃や携帯用対戦車ロケットを発見するなどの成果を挙げている。また、アルカイダの関係者を含む乗組員約50人を拘束するなど、テロリストの海路による移動の阻止にも貢献している。派遣部隊は協力支援活動を通じ、米軍などの艦艇がこのような成果を挙げることに寄与しており、テロとの闘いの進展に大いに貢献していると言える。

コラム

紹介

米中央軍司令部連絡官として勤務する隊員の声

02（平成14）年8月以降、統幕事務局から米国フロリダ州タンパに所在する米中央軍司令部に、連絡官として自衛官が派遣されている。連絡官は、テロ対策特措法やイラク人道復興支援特措法などに基づく防衛庁・自衛隊の任務の遂行に必要な調査を行うため派遣されており、テロとの闘いが行われているアフガニスタン、インド洋、イラクを含む米中央軍管轄地域にかかわる軍事情勢などの情報収集や自衛隊の活動にかかわる米軍などとの調整を行っている。

現在派遣されている陸・海・空自衛官計3名に聞きました。



1等陸佐
山田伊智郎（左）

2等海佐
伊藤 弘（右）



2等空佐
尾崎義典

*尾崎2佐は、本年4月30日任務を終え帰国

Q1：本任務に従事して良かった事について

山田1佐：「日本が世界の中で大きな貢献をしていることが実感でき、日本を誇らしく思いました。また、コアリション（有志連合）による活動の場へ来て、日本では気づかなかったことが、たくさん見えてきました。たとえば、NATOに関しては、アジアの中の日本にはその重要性が実感として認識できませんでしたが、ここにくると、その存在感が極めて大きく国際社会におけるヨーロッパの重要性やアメリカとヨーロッパの絆の強さを再認識しました。このように、新しい発見が多くあり視野が広がった点がこの勤務に従事して良かったと思うことです。」

伊藤2佐：「海軍関係者の中では、99（同11）年頃から、次世紀はコアリションによる活動の時代だという考えが共有され始めていました。そのコンセプトは、米国における同時多発テロという不幸な事件以降行われている「テロとの闘い」に関連し、ここタンパの中央軍司令部で具現化してきています。このような軍事、あるいは安全保障における協力関係に関する時代のトレンドの真ただ中に身をおき、日本の代表として、60か国以上にわたる諸外国の軍人たちとテロ撲滅のために、共に歩むことができることは海上自衛官として望外の喜びと感じています。」

尾崎 2 佐：「国内の勤務ではとうてい得ることの出来ない経験をし、視野を広げることが出来た点です。」

Q 2：本任務で苦労したことについて

伊藤 2 佐：「米国留学の経験はありましたが、60か国以上の国々の代表が60数種類の英語（いわゆるお国訛り）を話す上に、共に勤務している米軍人の多くは予備役であり、米全土から召集されているため、各地方の訛り（特に、アラバマなど南部の訛りはきつい）に慣れるために、しばらく時間がかかりました。」

尾崎 2 佐：「コアリシヨンの各国が自衛隊の早期派遣を望む中、なかなか明確な形で派遣の意思表示が出来なかったり、外国のメディアによる『日本は派遣をあきらめた』という報道がなされたときは非常に苦しい立場に追い込まれました。しかしながら、私の前任者達が築いた強固な人間関係やねばり強いコミュニケーションにより理解を得ることが出来たと感じています。」

Q 3：派遣中のエピソードについて

山田 1 佐：「迷彩服（日の丸付き）を着て、スーパーで買い物中に、『我々を助けてくれてありがとう』と握手を求められました。」

尾崎 2 佐：「各国のわが国への対応は極めて暖かいと感じました。わが国がこれまで、脈々と築いてきた各国との信頼関係の強さを感じています。わが国が正式にコミットメントを発表したときはわざわざ我々のオフィスまでお祝いを言いに来る国がたくさんありました。また、空自のC-130輸送機がクウェートに到着する日には、スペイン代表の准将がスペイン軍のC-130輸送機をあしらった記念品を持ってきてくれました。コアリシヨン各国の代表は多くが慣れない土地での単身生活を余儀なくされており、それゆえに強い絆で結ばれています。」



対テロ作戦に従事している諸外国の艦艇と海自派遣部隊（本年5月）

コラム

紹介

米中央軍司令部に連絡官として勤務した隊員から見たコアリシヨン（有志連合）

02（平成14）年11月から昨年5月まで米中央軍司令部に連絡官として勤務した大塚 1 佐に、「コアリシヨン（有志連合）」について聞きました。

「コアリシヨン」を理解するためには、日米同盟に代表される「同盟」と比較すると分かりやすいと思います。「同盟」は、一般に、①条約に基づき長期にわたり作られた固定的な枠組みであり、②国家間の共通の価値観に立脚した幅広い利益を共有し、③条約に基づく法的な権利・義務関係の当事者となることを基本とします。一方、「コアリシヨン」は、①特定の任務や目的のために一時的に形成された柔軟な枠組みであり、②国家間で共通する利益の幅は狭く、③法的な権利・義務関係に制約されない自主的な参加が前提となります。一般的に、同盟国の間では、強固かつ安定した信頼関係が保たれている場合が多いものの、今後、「コアリシヨン」の活動が積み重なっていくと、その実績が同盟関係そのものや参加国



1等海佐
大塚 海夫

との協力関係に影響を及ぼす可能性が出てくるかもしれません。

「コアリション」は、参加国が自主的に協力する枠組みですから、よい仕事をすればするだけの評価が得られます。その結果は、多数の参加国からの信頼を勝ち得ることに繋がると同時に、テロとの闘いやイラクへの対応について「コアリション」の中心となっている米国との信頼関係がより一層高まるという効果ももたらします。イラクに対する軍事作戦開始直前の、「日米同盟と国際協調を両立させる」との小泉総理の発言は、まさに「コアリション」に参加することで具現化されたと、現地において肌で感じることができました。

わが国とこのような「コアリション」との関わりは、わが国を含む国際社会の平和と安定の確保のためにはいかなる役割を果たすべきかという観点からも、また、日本の安全保障政策の重要な要素である日米同盟の将来にとっても重要な影響を及ぼす問題であると思います。

日本の貢献に対する評価

テロとの闘いに従事している艦艇への支援や空輸活動による貢献に対し、カルザイ・アフガニスタン大統領は、「我々は、あなた方のアフガニスタンに対する援助と対テロ特措法に基づくコアリション・フォース（有志連合）に対する協力を歓迎し、評価しております。これらに協力している部隊は、対テロ戦争における積極的かつ効果的な役割を演じている。」¹との評価を小泉首相宛の書簡で表した。また、ラムズフェルド米国防長官は、昨年11月訪日時防衛首脳会談において、テロ対策特措法の有効期限が2年間延長されたことも踏まえ、「アフガニスタンにおける日本の貢献に感謝している。洋上給油そして空輸において、テロとの闘いで大きな協力をしている。」²との謝意を述べた。

このような高い評価を受けているのは、本作戦における補給艦による洋上補給が海上阻止活動に大きく貢献しているためである。海上における阻止活動を実施している艦艇は、作戦海域に補給艦が存在しない場合、活動を継続できるのは数日間であり、搭載した燃料を消費した後は、燃料補給のために補給地に寄港する必要がある。これは艦艇が頻繁に作戦海域を離脱せねばならないことを意味しており、作戦効率を著しく低下させることになる。すなわち、補給艦の燃料補給活動によって初めて、計画的で長期の作戦継続が可能となり、わが国はこの補給艦をほとんど切れ目なく派遣していることから、「海自の給油支援があるからこそテロとの闘いにおける海上阻止作戦に艦艇を派遣できた国もある。」³などの賛辞を各国高官から得ている。

1 2003.9.15、小泉首相宛の書簡。

2 2003.11.15、来日時の日米防衛首脳共同記者会見時の発言。

3 2003.7.25、海上幕僚長訪米時のデロング米中央軍副司令官（当時）との会談。



補給艦「とわだ」との洋上給油を終え、離脱中の米軍艦艇